○農林水産省告示第二千九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　山形県最上郡真室川町大字大沢字田郎一八三の一、一八三の二、四二六二の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び真室川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　青森県三戸郡南部町大字赤石字舘六九の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町春日六合字呉子谷三六七の一、字若土三七二の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千四百三十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第二項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十二年十二月一日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　一般国道49号改築工事（揚三改良・新潟県東蒲原郡阿賀町津川字稲荷宮地内から同町西字頭無地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　新潟県東蒲原郡阿賀町津川字稲荷宮、字上空野、字上空野中丸、字下空野中丸、字泥浮清水及び字向大浦並びに西字向大堰、字上仲浦、字大堰下、字今井野、字大野坂下、字大坂上道南、字今井野沢、字大坂上道西、字猿額、字猿額中丸、字雨ヶ沢、字中棚、字墓之後、字上野岐、字上野及び字頭無地内

2　使用の部分　新潟県東蒲原郡阿賀町津川字稲荷宮及び字上空野地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、新潟県東蒲原郡阿賀町津川字古四王下地内から同町黒岩字滴清水地内までの延長7.5㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道49号改築工事（揚川改良）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道49号（以下「本路線」という。）は、福島県いわき市を起点とし、会津若松市、新潟県東蒲原郡阿賀町等を経由して新潟市に至る総延長243.5㎞の主要幹線道路である。

本路線の沿線には多数の工業団地が立地し、新潟・福島県間では金属機械工業品、化学工業品、軽工業品等が輸送されている。また、新潟県東蒲原郡地域においては、阿賀野川ライン県立自然公園を中心に、森林公園、キャンプ場、ゴルフ場、温泉地等の観光資源が存在する。本路線は、大型車両が通行できる唯一の一般道路であるために、両県間の物流に必要不可欠な路線であり、また、これらの観光地と県内外とを結ぶアクセス道路として地域観光産業にとってなくてはならない路線でもあるほか、沿線地域の生活道路としての役割も担っている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、幅員が道路構造令（昭和45年政令第320号）の規格に満たない区間が多く、揚川トンネル及び本尊岩トンネルにおいては、特に狭小であるため、大型車のすれ違いが困難である。また、一級河川阿賀野川（以下「阿賀野川」という。）を横断する麒麟橋においても、幅員が特に狭小なことに加え、冬期には堆雪によりさらに幅員が減少するため、大型車のすれ違いが困難となっている。さらに、道路構造令に定める最小曲線半径を満足しない急カーブ箇所も複数存在する。

また、現道のうち、東蒲原郡阿賀町大牧字畑道下地内から同町黒岩字藤ノ牧地内に至る延長約3.5㎞の区間においては、落石、土砂崩落及び雪崩のおそれがあることから、連続雨量が150㎜に達すると通行止めが行われるなど、異常気象時通行規制区間に指定されており、平成10年から平成19年までの10年間に延べ129時間の通行規制が実施されている。

さらに、異常気象時通行規制区間内の東蒲原郡阿賀町の本尊岩・谷花地区においては、急峻な岩盤斜面の下を現道が通過していることから、異常気象時以外でも落石及び岩石崩落が発生している。特に平成７年４月に発生した新潟県北部地震では、最大234ｔの岩塊を含む約5,000㎡の落石が発生し、連続88日間の通行規制を余儀なくされるなど、現道は安全かつ円滑な自動車交通が阻害され、主要幹線道路としての機能が十分に発揮されていない状況にある。

本件事業の完成により、異常気象時通行規制区間及び落石危険箇所を回避した線形の良好な道路が整備され、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成21年６月に同法等に準じて任意で大気質、騒音及び震動について環境影響調査を実施したところ、いずれの調査項目においても環境基準等を満足するものと確認されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。